



平成18年7月6日
交通政策審議会
第18回港湾分科会

資料2-4

港湾行政を取り巻く状況について

総合物流施策大綱(2005-2009)の概要

平成17年11月15日
閣議決定

○東アジア域内物流の「準国内化」

- 生産拠点、消費市場として急成長
- 距離的に国内物流と大差のない圏域

13年大綱の策定以降の
経済社会の変化や構造改革の進展

○京都議定書の発効 による環境対策

- 実効性あるCO2排出削減
- 企業の社会的責任

○テロを契機とした セキュリティ対策

- 世界的なセキュリティ対策の強化
- 安全性と効率性の両立

「グローバル化を乗り切る基盤づくり」

「民需主導の経済成長の下支え」

(cf. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」)

国際競争力の強化

「グリーン物流」など効率的で
環境にやさしい物流の実現

スピーディでシームレスかつ低廉な
国際・国内一体となった物流の実現

国民生活の安全・安心を
支える物流システムの実現

ディマンドサイドを重視した効率的物流システムの実現

「経済成長戦略大綱」について

(抜粋:平成18年6月26日 第17回 経済財政諮問会議)

第1. 国際競争力の強化

1. 我が国の国際競争力の強化

(4) 産業競争力を支える国際物流競争力の強化

アジア地域の経済の一体化を踏まえ、企業の国際競争力強化の観点から、「総合物流施策大綱(2005-2009)」(平成17年11月15日閣議決定)に基づき、ハード・ソフトの物流インフラを、官民がスピード感をもって戦略的・重点的に整備する。

(中略)

また、「アジアワイドのシームレスな物流圏」実現を目指し、国の枠を超えて、①アジア域内における電子タグの利用促進、②輸出入手続等の標準化・電子化、③広域物流ルートの整備等を、我が国がリードして進める。このため、官民挙げての「国際物流競争力パートナーシップ」を構築する(2006年内にロードマップを策定)とともに、関係国との連携を図りつつ、アジアワイドへの拡大を図る。

第3. 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)

1. 地域経営の活性化

(2) 地域の自立や競争力強化と戦略的な基盤づくり

地域経済の活性化や地域の活力の再生のために必要な道路、港湾等の基盤への戦略的投資や地域公共交通の整備を推進する。

第5. 生産性向上型の5つの制度インフラ

2. モノ:生産手段・インフラの革新

(2) アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備

我が国の国際競争力の強化等に資する社会資本整備については、ストックの観点も踏まえ、中長期的(20~30年)に見た我が国経済社会の姿を念頭に、真に次の世代に必要な社会資本ストック整備を行う。

アジア地域の経済一体化を踏まえ、企業の国際競争力強化の観点から、「総合物流施策大綱(2005-2009)」に基づき、ハード・ソフトの物流インフラを、官民がスピード感をもって戦略的・重点的に整備する。スーパー中枢港湾において、2010年度までに、港湾コストを約3割低減、リードタイム(船舶入港から貨物引取が可能となるまでの時間)を1日程度に短縮し、我が国港湾の国際競争力の強化を図る。(中略)また、アジアとのゲートウェイとなる港湾の機能向上、港湾・空港アクセスを含む、国際物流に対応した道路網・鉄道網の戦略的な構築、物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化、ITSの活用等による国内外一体となった物流ネットワークの構築に取り組む。

特別会計の統合へ向けて

「特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－」

(平成17年11月21日 財政制度等審議会報告)

港湾整備特別会計

一般会計と区分経理する必要性について更に具体的に点検するとともに、今後の社会資本整備の在り方の議論や社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。

「行政改革の重要方針」 (平成17年12月24日 閣議決定)

各個別の特別会計については、以下のとおり見直しを行うものとする。なお、これらの改革の過程においては、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図るとともに、市場化テストの積極的な活用を図るものとする。

- ① 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計の五つの特別会計については、平成20年度までに統合し、無駄の排除を行うものとする。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」 (行政改革推進法)

(平成18年6月2日 法律第47号)

第二十条 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計は、平成二十年度までに統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする。

2～4 (略)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(原案)*

(抜粋:平成18年7月3日 第18回 経済財政諮問会議)*内容については一部調整中

第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

(1) 国際競争力の強化

① 我が国の国際競争力の強化

- ・「総合物流施策大綱」に基づき、ハード・ソフトの物流インフラの戦略的・重点的な整備、原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。「国際物流競争力パートナーシップ」を構築し、年内に行動計画を策定する。

(3) 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)

① 地域経営の活性化

- ・地域性を活かした取組に必要な道路、港湾、地域公共交通等を戦略的に整備する。

(5) 生産性向上型の5つの制度インフラ

② モノ: 生産手段・インフラの革新

- ・国際競争力強化等に資する社会資本について、中長期的に見た我が国経済社会の姿を念頭に、ストックの重要性・必要性も踏まえ、真に次世代に必要なストック整備を重点的・効率的・戦略的に行うとともに、適切な維持管理・更新を効率的・戦略的に行う。

第3章 財政健全化への取組

1. 歳出・歳入一体改革に向けた取組

(4) 財政健全化第Ⅱ期(2007年度～2010年代初頭)目標の達成に向けて

② 歳出改革

ii. 各分野における歳出改革の具体的内容(別紙: 公共事業関係費)

- 公共事業については、(中略)今後、廃止・終了する事業や整備水準の上昇も踏まえた事業分野毎のメリハリ付けを強化するとともに、あらゆる分野で官民格差等を踏まえたコスト縮減や入札改革などを進め、重点化・効率化を徹底することにより、これまでの改革努力(名目対前年度比▲3%)を基本的に継続する。

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

(特別会計改革の推進等)

- ・「行政改革推進法」に沿って特別会計改革を18年度から5年間を目途に計画的に推進する。統合した場合については、統合メリットを最大限に引き出し、一般会計に吸収又は独立行政法人化した場合については、歳出を実質的に増加させないものとする。